

子ども・若者育成支援推進法について

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
- 国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
- 学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

〔 国 〕 〔 地方公共団体 〕

子ども・若者育成支援推進大綱

勘案

都道府県、市町村子ども・若者計画

（努力義務）

策定

子ども・若者育成支援推進本部

（本部長：総理）

基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等（国民運動の展開）
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

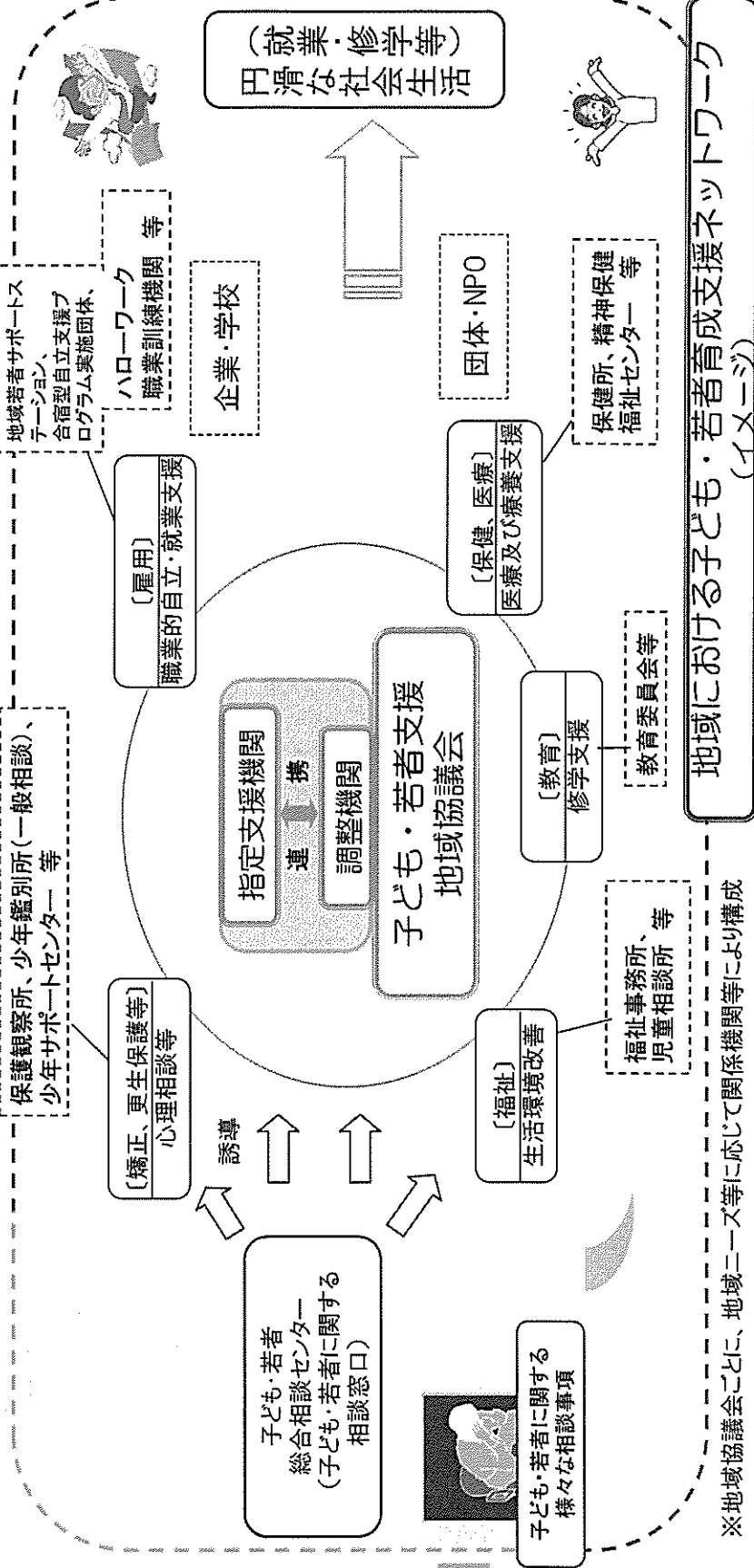
社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

・関係機関等：各種支援の実施
 （相談～訪問支援（アウトリーチ）、助言、指導、修学・就業・知識技能の習得等の支援）

・状況把握、誘導、医療、療養、生活環境改善

・地域協議会（地方公共団体が単独又は共同で設置）：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止

・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
 （イメージ）